

平成21年度熊本県太陽光発電システム設置補助金募集要項

1. 趣旨・目的

太陽光発電システムを導入しようとする県内の事業所等に対して補助を実施することにより、県内企業及び太陽光発電関連産業の振興と太陽光発電の普及啓発によって、太陽光発電をはじめとした地球温暖化を防止することを目的とする。

2. 補助対象事業

10kw以上の産業用太陽光発電システムの設置に係る事業費が補助対象となります。ただし、中古品の設置導入については、補助対象外とします。

また、補助金の交付にあたっては、普及啓発事業も併せて行うことを要件としますが、普及啓発事業の経費は補助対象外とします。

3. 補助対象者

10kw以上の産業用太陽光発電システムを設置しようとする県内事業所等で、以下に該当しない事業所等を対象とします。

- ・自治体、公的団体（独立行政法人、国立大学法人等）
- ・県が適当でないとして認めた事業所等

4. 補助金額及び補助率等

- ・ 予 算 1億5千万円
- ・ 補 助 率 補助対象経費の1/4以内
- ・ 補助限度額 1,000万円
- ・ 特 例 要 件 以下の要件に該当する場合は、補助率を1/3以内、限度額を3,000万円に拡充します。
 - (1) 県内製の太陽光パネルを設置した場合
 - (2) 熊本県中小企業振興条例の基本理念に則り、設置事業所等が、県内の中小企業を直接の工事の発注先とする場合
- ・ 補助率上限 他の補助制度との併用も可能としますが、県と合わせた合計の補助率は、2/3を上限とします。

5. その他の要件

県から補助を受けた事業所等は、太陽光発電システム設置完了後に、「くまもとソーラーパーク」に認定するとともに、太陽光発電の普及啓発活動にも継続的に協力していただくことを要件とします。

「くまもとソーラーパーク」・・・10kw以上の太陽光発電システムを導入し、かつ一般からの見学受け入れなど、普及啓発を行っている事業所等を認定。現在26事業所。

6. 補助対象経費について

事業区分	補助対象経費		
	経費区分	内 容	備 考
くまもとソーラーパーク推進事業費補助金	設計費	太陽光発電システムの設置事業に必要な機械装置等の設計費（耐震設計のボーリング調査など、耐震等調査費を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査費等は対象外 ・計画書作成のための基本設計費は対象外
	購入費	太陽光発電システムの設置事業に必要な機械装置等の購入、製造、又は据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得及び賃借料は対象外
	工事費	太陽光発電システムの設置事業の実施に必要不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋は対象外 ・既設構築物の撤去は対象外 ・工事の諸経費は工事費で整理
	その他経費	その他、太陽光発電システムの設置事業を行うために直接必要なその他の経費。電力負担金、管理費（完成検査のための職員旅費等）等	<ul style="list-style-type: none"> ・県や業者との打合せのための旅費は対象外 ・振込手数料は対象外 ・通信運搬費・消耗品は対象外

適用補助率や経費の算定にあたり、補助対象事業を複数企業へ分割発注する場合、補助対象事業金額のうち、県内中小企業が受注した部分のみに特例要件を適用する。

7．公募期間と交付決定

公募期間は、平成21年7月6日(月)～平成21年8月31日(月)17時とします。

公募期間終了後、申請書の内容が交付要件等を満たしているかを審査し、予算の範囲内で交付決定を行います。先着順ではありません。

なお、補助金の対象となるのは、交付決定日(交付決定の通知の日付)以降の事業ですので、交付決定以前に太陽光発電システムの設置を行った場合などは、対象外となりますのでご注意ください。

8．計画変更・中止

交付決定を受けた後、実施計画を変更・中止する場合は、県へ連絡していただき、県からの指示に従ってください。計画変更により、補助対象経費が増額となった場合でも補助金額の増額は認められません。

9．完了報告と実績報告

システム設置工事が終了し、補助対象経費の支払いが完了した時点で、事業の完了となります。システム設置工事の完了＝事業の完了ではありませんので、ご注意ください。

代金の支払いは、金融機関からの振込によって行ってください。

当該補助事業が完了した場合は、別に定める実績報告書を事業終了後30日以内あるいは平成22年3月15日までに提出してください。

10．補助金額の確定と支払い

実績報告書の提出を受けた後、県が書類及び現地の調査(確定検査)を行って、内容を審査したのち、補助金額の確定を行います。

補助金額の確定通知を県から受け取った後に、精算払請求書を提出していただき、その後補助金の支払いとなります。

11．罰則規定等

万一、各規定に違反する行為が判明した場合は、補助金が交付されなかったり、交付後に判明した場合は返還していただきます。